様式第１２号（第２０条第２項関係）

第　　　　号

年 　月 　日

　　　　　　　　様

相馬地方広域水道企業団議会議長

訂正をしない旨の決定通知書

　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、相馬地方広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第６号）第３４条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、相馬地方広域水道企業団議会議長に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として（訴訟において相馬地方広域水道企業団を代表する者は相馬地方広域水道企業団議会議長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。